

別表（第28条関係）

後期高齢者医療保険料の減免基準

区分	減免の範囲		減免の割合	摘要	
条例第19条第1号	前年中における被保険者等（被保険者及びその属する世帯の世帯主をいう。以下同じ）に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額の合算額（以下「合算合計所得金額」という。）が500万円以下の被保険者等で、被害による当該被保険者等の所有する住宅及び家財の損害金額（保険金、損害賠償金等により補てんされるべき金額を除き、以下「損害金額」という。）が次のいずれかに該当する場合	損害金額が住宅又は家財の価格の10分の5以上	合計所得金額が150万円以下のとき。	所得割額及び均等割額の全部	災害を受けた日以後において到来する納期において納付すべき当該年度の保険料額について適用する。
			合計所得金額が150万円を超え300万円以下のとき。	所得割額及び均等割額の2分の1	
			合計所得金額が300万円を超え500万円以下のとき。	所得割額及び均等割額の4分の1	
		損害金額が住宅又は家財の価格の10分の3以上10分の5未満	合計所得金額が150万円以下のとき。	所得割額及び均等割額の2分の1	
			合計所得金額が150万円を超え300万円以下のとき。	所得割額及び均等割額の4分の1	
			合計所得金額が300万円を超え500万円以下のとき。	所得割額及び均等割額の8分の1	
条例第19条第2号又は第3号	前年中における被保険者等に係る合算合計所得金額が500万円以下の被保険者等で、失業、疾病その他これらに類する事由により当該年の所得の合算見込額が前年の合算合計所得金額と比較して、2分の1以上減少する場合	前年の合算合計所得金額が300万円以下のとき。	当該年の所得が皆無のとき。	所得割額及び均等割額の全部	当該事由の生じた日以後に到来する当該年度の保険料額について適用する。
			前年に比し、3分の1以下に減少するとき。	所得割額及び均等割額の10分の8	
			前年に比し、2分の1以下に減少するとき。	所得割額及び均等割額の10分の6	
		前年の合算合計所得金額が300万円を超え400万円以下のとき。	当該年の所得が皆無のとき。	所得割額及び均等割額の10分の8	
			前年に比し、3分の1以下に減少するとき。	所得割額及び均等割額の10分の6	
			前年に比し、2分の1以下に減少するとき。	所得割額及び均等割額の10分の4	
		前年の合算合計所得金額が400万円を超え500万円以下のとき。	当該年の所得が皆無のとき。	所得割額及び均等割額の10分の6	
			前年に比し、3分の1以下に減少するとき。	所得割額及び均等割額の10分の4	
前年に比し、2分の1以下に減少するとき。	所得割額及び均等割額の10分の2				

条例第19条第4号	災害による農作物の減収による損失額の合計額(農作物の減収価額から農業災害補償法(昭和22年法律第185号)によって支払われるべき農作物共済金額を控除した金額)が、平年における当該農作物による収入額の10分の3以上であるもので、前年中の合計所得金額が500万円以下である場合(当該合計所得金額のうち農業所得以外の所得が200万円を超えるものを除く。)	合計所得金額が200万円以下のとき。	農業所得に係る所得割額の全部	災害を受けた日以後において到来する納期において納付すべき当該年度の保険料額について適用する。		
		合計所得金額が200万円を超え300万円以下のとき。	農業所得に係る所得割額の10分の8			
		合計所得金額が300万円を超え400万円以下のとき。	農業所得に係る所得割額の10分の6			
		合計所得金額が400万円を超え500万円以下のとき。	農業所得に係る所得割額の10分の4			
条例第19条第5号	生活保護法(昭和25年法律第144号)第12条の規定による生活扶助の適用を受けている者		所得割額及び均等割額の全部	当該事由の存続中に到来する納期において納付すべき当該年度の保険料額について適用する。		
			1ヶ月を超える期間、刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されたことにより、法第89条に規定する療養の給付等を受けない者		所得割額及び均等割額の全部	当該事由の存続中に到来する納期において納付すべき当該年度の保険料額について適用する。
			その他広域連合長が必要と認めるとき。		広域連合長が必要と認める割合	

備考

1 「合計所得金額」とは、地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額、退職所得金額、山林所得金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第7項又は同法附則第35条の3第13項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。)の合計額をいう。

2 「条例第19条第2号又は第3号」の項における「当該年の所得」とは、第1項に規定する合計所得金額をいう。この場合において、当該合計所得金額には、国民年金法(昭和34年法律第141号)及び雇用保険法(昭和49年法律第116号)に基づく給付金その他これらに類する給付金を含むものとする。